新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第7号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則(平成12年新潟県規則第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「削除別表号」という。)を削る。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。)を次の表の改正後の欄中

下線が引かれた部分に改める。

	改正	後	改 正 前
別	<b> 表</b> (第6条、第9条関係)		別表(第6条、第9条関係)
	機械器具等	使 用 料	機械器具等使用料
		(1時間につき)	(1時間につき)
	1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具
	(1)~(8) (略)	(略)	(1)~(8) (略) (略)
			<u>(9)</u> 超高温瞬間殺菌装置 <u>980円</u>
	2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具
	(1) 高性能アミノ酸分析装	3,110円	(1) 高性能アミノ酸分析装 2,200円
	置		置
	(2)~(6) (略)	(略)	$(2) \sim (6)$ (略) (略)
	備考(略)		備考(略)

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。